

滋賀学園高等学校「いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本の方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを主旨として、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第3条に規定する「基本理念」に則り、いじめ防止等のための対策を行う。

(いじめの定義)

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍する等の当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(学校及び職員の責務)

すべての生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるように、保護者等関係者と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、学校長のリーダーシップのもと組織的にいじめ問題に取り組み、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。今後、この方針に基づいて全ての生徒が互いに尊重し、認め合う集団づくりを推進する。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

- (ア) 生徒が、安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、関係者等と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に組織的に取り組む。
- (イ) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動を支援する。
- (ウ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置として、すべての教育活動を通じた活動を充実させ、いじめ防止を生徒・保護者等へ啓発する。

② いじめの早期発見のための措置

(ア) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、生徒に対する調査等を次のとおり実施する。

- クラス担任との保護者懇談による聞き取り調査 年2回(7月・12月)・随時
- 教育相談を通じたクラス担任による生徒からの聞き取り調査(随時)

(イ) いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談ができるよう相談体制の整備を行う。

○いじめ相談窓口を保健室又はカウンセリングルームに設置

○スクールカウンセラーの活用

(ウ) いじめの防止等に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

③ SNS等を通じたいじめ対策

SNS等を通じて発信される情報の特性を踏まえ、人権学習や情報の教科において情報モラルの学習など、生徒に対していじめ防止の啓発を行うとともに、ネットを通じて行われるいじめに効果的に対処できるよう情報モラルについての研修会等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

① いじめ防止等対策に関する法第 22 条に規定される組織として以下の組織を設置する。

(ア) いじめの未然防止と、いじめの早期発見のために「いじめ防止委員会」を常設する。

(構成員)

管理職、生活指導部主任、養護教諭、教育相談担当、人権担当、1年主任、2年主任、3年主任、スクールカウンセラー等事象に応じて、編成する。

(活動)

- i いじめの早期発見に関すること（教育相談等）
- ii 研修会の企画立案
- iii 未然防止・早期発見への取り組みに関すること
- iv 各クラスの状況報告等

(開催)

月1回を定例とし「いじめ防止委員会」を開催する。

(イ) いじめ事象発生時は、その解決に向けて「いじめ対策委員会」を設置する。

(構成員)

管理職、生活指導部主任、養護教諭、教育相談担当、人権担当、1年主任、2年主任、3年主任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等事象に応じて、編成する。

(活動)

- i 事実関係の正確な調査・把握と学園本部及び関係機関への報告
- ii 被害者、加害者また全体に対する具体的な指導方針の決定
- iii 保護者と連携をとりながらのいじめの解決指導
- iv 警察署等関係機関と連携をとりながらいじめの解決指導
- v 事態収束まで継続指導・経過観察等

(開催)

いじめを認知した時点で、速やかに設置し、事態が収束*するまで開催する。

※事態の収束とは、①相当の期間（少なくとも3ヶ月）いじめに係る行為が止んでいること、②被害生徒が心身の苦痛を感じていないことの要件が満たされた状態をいう。

② いじめに対する措置

- (ア) いじめに係る相談を受けた場合は、重大事態が発生したものとして、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- (イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、再発を防止する。
- (ウ) いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (エ) いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための措置が必要と認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる。
- (オ) いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事象に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (カ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、外部の専門機関及び所轄警察署等と連携して対処する。
- (キ) 委員会での審議のうち「個人名」「家庭の事情」等非公開の措置が必要とみなされるものは、非公開とする。
- (ク) 策定した基本方針等は、毎年度見直すとともに学校ホームページ等で公開する。

